

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、平成11年の200,692人をピークに漸減している。年齢3区分別人口の推移のうち、生産年齢人口は、平成12年をピークに近年は減少傾向であり、昭和50年以降、年少人口は一貫して減少しており、老年人口は一貫して増加傾向である。※1

産業構造及び中小企業者の実態については、市内には8,224事業所が存在し、その産業構成は、第一次産業が25事業所(0.3%)、第二次産業が1,279事業所(15.5%)、第三次産業が6,920事業所(84.2%)となっており、平成21年との比較では第一次産業においては、3事業所が増加しているものの、第二次産業では231事業所、第三次産業では539事業所が減少している。※2

近年、中小企業の業況は回復傾向にあるが、労働生産性は伸び悩んでおり、現状以上に上向き見通しについて多くの企業で「業況改善の見通しが立たない」としている状況である。よって設備投資に関しては、設備の陳腐化・老朽化が進んでいるものの、今後の不透明感から積極的な意欲が低下している状況にある。

※1 (出典：小田原市統計要覧)

※2 (出典：平成26年経済センサス基礎調査)

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、先端設備等導入計画の認定件数を2年間で10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

今後の少子化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるためには、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることにより、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図っていくことが必須であると認識していることから、国の同意を受けた日からの3年間において、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標に掲げるものである。

2 先端設備等の種類

- ・本計画の認定を受けられる「中小企業者」の規模については、(中小企業等経営強化法第2条第1項)に準じ、以下のとおりである。

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

政令指定業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

- ・本市の産業は、商工業のみならず、木製品をはじめとしたものづくり、自然の恵みを活かした農業・漁業、その加工業など多種多様な産業が存在しているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、小田原市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、商工業のみならず、木製品をはじめとしたものづくり、自然の恵みを活かした農業・漁業、その加工業など多種多様な産業が存在しているため、本計画において対象となる業種及び事業等は、「日本標準産業分類」に該当する全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から2年とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- ・認定経営革新等支援機関において、事前確認を行った計画であること。
- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・市税を滞納していないこと